

## 公園使用料等減免基準

号	減免する場合	減免対象使用料等	減免内容	備 考
1	国、地方公共団体及び都市公園指定管理者(公園施設指定管理者についてはその管理範囲内。以下同じ。)が、事業又は行事又は公園施設の設置若しくは管理を行う場合	条例第5条、第10条、第14条に係る使用料及び占用料	使用料及び占用料を全額免除	地方公営企業を含む。ただし、学校を除く。
2	国、地方公共団体及び都市公園指定管理者が、営利行為を行うもの(企業等)の協賛を得て事業又は行事を行う場合	条例第5条、第14条に係る使用料及び占用料	使用料及び占用料を5割減額	国等が主催の一員となっている場合を含む。
3	町内会等がその設立目的の遂行のため行事を行う場合又は公園施設の設置若しくは管理を行う場合	条例第5条、第10条、第14条に係る使用料及び占用料	使用料及び占用料を全額免除	町内会等とは、町内会、子供会、老人クラブ、PTA、その他これに類するもの。
4	児童福祉施設等が行事を行う場合	条例第14条に係る占用料並びに第18条に係る使用料のうち条例別表4-1に掲げる農試公園屋内広場、別表4-2に掲げる中島公園広場及び4-12に掲げるその他規則で定める施設(舟遊場及びシャワーブースを除く。)の使用料	占用料及び使用料を全額免除	児童福祉施設等とは、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する施設(助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設(児童遊園、児童館等)、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センター)及びミニ児童会館をいう。
5	1 障がい者の為の学校及び施設が行事を行う場合	条例第14条に係る占用料並びに第18条に係る使用料のうち条例別表4-1に掲げる厚別公園競技場及び農試公園屋内広場(いずれも専用使用を除く。)、4-2に掲げる中島公園広場、4-4に掲げる百合が原緑のセンター温室、4-5に掲げるていねプールのプール、4-7に掲げる百合が原公園リートレイン及び世界の庭園、4-9に掲げる川下公園温水利用型健康運動施設のプール、4-10に掲げるモエレ沼公園自転車並びに4-12に掲げるその他規則で定める施設(舟遊場及びシャワーブースを除く。)の使用料	占用料及び使用料を全額免除	1 障がい者とは、以下の(1)から(5)のいずれかに該当する者をいう。 (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者 (2) 療育手帳制度要項(昭和48年厚生省発児第156号厚生次官通達)に基づく療育手帳の交付を受けている者 (3) 札幌市知的障害(児)者手帳要綱に基づくいつくしみの手帳の交付を受けている者 (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者 (5) 道立文化施設の利用に係る減免対象者証明交付要領により所管保健所長により、減免対象者証明書の交付を受けた者
		条例第18条に係る使用料のうち条例別表4-1に掲げる農試公園屋内広場(専用使用に限る。)の使用料	使用料を5割減額	2 障がい者の為の学校とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する特別支援学校及び第81条に規定する特別支援学級をいう。(以下同じ。) 3 障がい者の為の施設とは、障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第5条に規定する障害福祉サービス事業(居宅介護、行動援護、重度訪問看護、同行援護を除く。)を行う施設であると市町村から認定を受けた施設をいう。

2	障がい者が個人で公園施設を使用する場合	第18条に係る使用料のうち条例別表4-1に掲げる厚別公園競技場及び農試公園屋内広場(いずれも専用使用を除く。)、4-4に掲げる百合が原緑のセンター温室、4-5に掲げるていねプールのプール、4-7に掲げる百合が原公園リートレイン及び世界の庭園、4-9に掲げる川下公園温水利用型健康運動施設のプール、4-10に掲げるモエレ沼公園自転車並びに4-12に掲げるその他規則で定める施設(舟遊場及びシャワーブースを除く。)の使用料	使用料を全額免除	4 学校及び施設が行う行事とは、障がい者が主たる公園施設利用者であるものに限る。 5 個人とは、必要最小限度の引率者及び介助者(以下「引率者等」という。)を含む。 ただし、以下(1)から(5)の施設については、自らプレー等しない者又は介助の目的のみで入浴等を行う者のみを引率者等とする。 また、(1)及び(4)の施設については、複数人で利用する場合は、当該施設でプレー等する者のうち半数以上が障がい者であれば、障がい者が個人で公園施設を使用する場合として減免する。
		条例第18条に係る使用料のうち条例別表4-1に掲げる農試公園屋内広場(専用使用に限る。)及び4-12に掲げるその他規則で定める施設のうちシャワーブースの使用料	使用料を5割減額	(1) 農試公園屋内広場(専用使用に限る。) (2) ていねプールのプール (3) 川下公園温水利用型健康運動施設のプール及び浴室 (4) 4-12に掲げるその他規則で定める施設のうち陸上競技場、野球場、庭球場、サッカー場及び自由広場 (5) 4-12に掲げるその他規則で定める施設のうちパークゴルフ場及びシャワーブース
		条例第18条に係る使用料のうち、条例別表4-9に掲げる川下公園温水利用型健康運動施設のプール・浴室及び浴室の使用料	川下公園温水利用型健康運動施設の浴室使用料を5割減額	
6	小学校、中学校、幼稚園が運動会を行う場合	条例第14条に係る占用料並びに第18条に係る使用料のうち条例別表4-1に掲げる厚別公園競技場及び農試公園屋内広場、4-2に掲げる中島公園広場及び4-12に掲げるその他規則で定める施設のうち陸上競技場及び自由広場の使用料	占用料及び使用料を7割減額	1 小学校、中学校、幼稚園とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する施設をいう。(以下同じ。) 2 運動会には練習を含む。
7	1 認定こども園(幼保連携型)又は認定こども園(保育園型)が行事を行う場合	条例第14条に係る占用料並びに第18条に係る使用料のうち条例別表4-1に掲げる農試公園屋内広場、別表4-2に掲げる中島公園広場及び4-12に掲げるその他規則で定める施設(舟遊場及びシャワーブースを除く。)の使用料	占用料及び使用料を全額免除	1 認定こども園とは、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年6月15日法律第77号)第3条に基づき都道府県知事により認定又は公示された施設をいう。 2 認定こども園(幼保連携型)とは、認定こども園のうち、保育所(児童福祉法第7条に規定する保育所。以下同じ。)であり、かつ、幼稚園であるものをいう。
	2 認定こども園(幼稚園型)が運動会を行う場合	条例第14条に係る占用料並びに第18条に係る使用料のうち条例別表4-1に掲げる厚別公園競技場及び農試公園屋内広場、4-2に掲げる中島公園広場及び4-12に掲げるその他規則で定める施設のうち陸上競技場及び自由広場の使用料	占用料及び使用料を7割減額した額	3 認定こども園(保育園型)とは、認定こども園のうち、保育所であり、かつ、幼稚園ではないものをいう。 4 認定こども園(幼稚園型)とは、認定こども園のうち、幼稚園であり、かつ、保育所ではないものをいう。 5 運動会には練習を含む。

8	札幌市中学校体育連盟及び札幌市中学校テニス連盟が主催又は主管する大会の場合	条例第14条に係る占用料並びに第18条に係る使用料のうち条例別表4-1に掲げる厚別公園競技場及び農試公園屋内広場、4-2に掲げる中島公園広場及び4-12に掲げるその他規則で定める施設のうち陸上競技場、野球場、庭球場、サッカー場及び自由広場の使用料	占用料及び使用料を5割減額	
9	プレーパークを行う場合	条例第5条、第10条、第14条に係る使用料及び占用料	使用料及び占用料を全額免除	プレーパークとは、札幌市のプレーパーク事業推進要綱により市長の承認を受けた事業をいう。
10	募金を行う場合	条例第5条、第14条に係る使用料及び占用料	使用料及び占用料を全額免除	上記1～9号に関わらず募金に関する減免は本号を適用する。
11	その他市長が特別の理由があると認めた場合		その都度定める。	上記1～10号に準じた形で減免率を設定することとする

※1 使用料からその使用料に減免率を乗じて得た額を差し引いた額に10円未満の端数が生じた場合は、10円未満の端数を切り捨てて得た額を減免後の額とする。

※2 夜間照明料は、減免の対象とはしない。